

官民連携既存化学物質安全性情報  
収集・発信プログラム  
第3回プログラム推進委員会

平成18年5月16日

資料2

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム

第2回プログラム推進委員会議事録（案）

## 目 次

1. 開 会 .....	1
1. 委 員 紹 介 .....	1
1. 配付資料の確認 .....	1
1. 議 題	
(1) 官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム（案）について .....	2
(2) 今後の予定 .....	29
1. 閉 会 .....	39

## 開 会

○太田室長補佐 ちょっと定刻を回りましたけれども、これから第2回官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム推進委員会を開催させていただきたいと思います。

本日は御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

## 委員紹介

○太田室長補佐 本日の委員の御出席ですけれども、安井委員からは本日御欠席という連絡をいただいております。安井委員以外の10名の委員の皆様には御出席をいただいております。

また、本委員会の公開についてですが、前回同様公開とし、あらかじめ御連絡いただきました方々が傍聴者として参加されています。

なお、本日の資料並びに議事録は、後日公開させていただきます。

それではまず、厚生労働省で人事異動がございましたので、新たに化学物質安全対策室長に就任されました、佐々木室長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○佐々木化学物質安全対策室長 成田の後任でまいりました、厚生労働省の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田室長補佐 それでは、本日の全体の議事進行につきましては、池田委員長にお願いしたいと思います。

池田委員長、よろしくお願いいたします。

○池田委員長 それでは議事次第に従いまして、本委員会を進めさせていただきます。

御多用の中をお集まりくださいます、大変ありがとうございます。

## 配付資料の確認

○池田委員長 まず始めに事務局から、本日の配付資料について確認をお願いいたします。

○太田室長補佐 それでは、資料を確認させていただきます。

本日は資料が1から4まで4点、それから参考資料が1から4まで4点、それぞれ用意してございます。御確認ください。

○池田委員長 お手元にございましょうか。もし欠けたもの、あるいは飛んでいるものがありましたら遠慮なくお教えてください。あるいは、そのところの説明に入ってしまったまま見つからないという場合も、どうぞお教えてください。

## 議 題

### (1) 官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム（案）について

○池田委員長 では、議題に入らせていただきます。

本日は議題が2つございます。議題（1）が長い名前ですが、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（案）について」でございます。

もう1つは、「その他」でございます。

事務局から、資料に基づきまして御説明をお願いしたいと思えます。

○太田室長補佐 それではまず、資料2につきまして簡単に御説明申し上げます。

資料2は、前回推進委員会の議事録でございます。あらかじめ本議事録案は各委員にお送りいたしまして御確認をいただき、その結果を反映させていただいた内容となっております。この内容につきまして御確認いただき、特段問題がないようございまして、これで議事録をセットさせていただきたいと思えます。

いかがでございましょうか。

○池田委員長 はい、ありがとうございます。

いかがでございますか、一度お目通しをいただいて、修正をすべきところは御指示をいただいて、その上のごとでございます。これでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○池田委員長 ありがとうございます。

御了解いただけたものとして、先に進めさせていただきます。

それでは本題に入りまして、今後、我が国の既存化学物質の安全性情報の収集・発信の推進に当たりましては、これから御審議いただきますプログラム内容についてのこととなります。

資料3及び4を使って御説明をいただきたいと思えます。どうぞお願いいたします。

○辻室長 それでは資料3と4に基づきまして、私の方から説明してまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料3をお開けいただければと思えます。この資料3は、前回御審議いただきました資料6に、このプログラムに至るまでの経緯、それから海外の動向などを加味しまして、1つの資料にまとめたものでございます。前回の御審議いただいた御意見なども反映させていただいたと考えております。

それでは資料に沿いまして、これから説明させていただきたいと思えます。

まず、検討にかかる経緯でございます。化審法制定時の既存化学物質の取り扱いにつきましては、まず、化審法が公布されたときに既に製造または輸入されていた化学物質を既存化学物質と呼びまして、これについては事前審査制度の対象とはせず、国会の決議におきまして、国が安全性の総点検をせよということになっております。これに従いまして、国はこれまで既存化学物質の安全性点検を進めてきたところでございます。

その後、海外の取り組みが進展してまいりました。1990年代に入りまして経済協力開発機構（OECD）を中心にしまして、国際協力によってこの既存化学物質のうち、生産量の多い化学物質、高生産量化学物質（High Production Volume Chemicals）とありますが、この安全性情報を、OECD加盟国で協力して取得していこうというプログラムが開始されております。

このプログラムでは、OECD加盟国で1カ国1,000t以上の化学物質について、協力して情報収集を行っているところでございます。これは現在も引き続き行われております。

このプログラムでは国だけではなくて、産業界も大きな役割を果たしております。日本もこのOECDのメンバーでございまして、プログラムの発足当初から一貫して協力してまいっております。これまでにプログラム全体では約500物質の情報を収集しておりますが、日本はそのうち100物質について情報収集に協力しております。

このような流れの中で、平成15年に化審法の改正が行われております。今から2年前でございます。

このときにも、厚生労働省、経済産業省、環境省の3省合同の審議会が開催されまして、1つの議題といたしまして、既存化学物質の安全性の点検が議論されました。その結果、これについては産業界と国とで連携して進めていくべきだという提言が行われた次第でございます。

この提言を受けて国会の審議に際しましても、既存化学物質の安全性点検につきましては、産業界と国が連携して進めるようにとの決議をいただいている次第でございます。

このような審議会の提言、それから国会の決議を受けまして、産業界と国とでどのようにすれば既存化学物質の安全性情報の収集を加速して行うことができるのか。これを広く国民の皆さんに情報を提供するためにはどうすればいいのかを検討してまいりまして、本日御提案いたします、官民連携の既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム、通称といたしましてJapan チャレンジプログラムを提案する運びになった次第でございます。

それでは2ページ以降、プログラムの基本的考え方、それからその概要について説明していきたいと思っております。

このようにして考えてきましたプログラムの基本的考え方でございますが、まず一番の重要な点でございますが、化学物質の安全性情報を広く国民に発信することを、最終目標にしたいと思っております。これは一般の方にアンケート調査を取りますと、化学物質について入手した情報として、人の健康あるいは生態系に対してどのような有害性を与えるかという、化学物質の性質を知りたいという項目を挙げる方が大変多くおられます。

このような声に応えるためには、やはり一番基礎となるような、化学物質に関する安全情報を把握して、さらにこれを広く国民の皆様にはわかりやすい形で発信することが重要になってくると考えております。

このような考えから、このプログラムの最終的な目標としては、化学物質の安全性情報を広く国民の皆様には発信することとしたいと思っております。

そして、プログラムの実際の推進でございますが、先ほど申し上げましたように大きな課題としましては、産業界と国が連携して進めていく必要がございます。そのためには、実際に化学物質を取り扱っている産業界の事業者の方、もちろん事業者の方はこれまでも、先ほど紹介しましたOECDにおける取り組みなどで、化学物質の安全性情報の収集に貢献してきたところでございますが、事業者の方の積極的な参画が必要かと考えております。これがこのプログラムをより効率よく進めていくための、一つのキーになるのではないかと考えております。

もちろん、産業界の方に取り組んでいただくわけでございますし、政府内部におきましてもそれなりの連携をとって進めていこうと考えております。

政府の中におきましても、経済産業省、厚生労働省、環境省という関係部署が連携を強化して進めていこうと考えております。したがって、共通の優先度をもとに情報収集を進めていこうと考えております。また、そのための組織づくりについても、後で言及したいと思っております。

また、国際的な動向も十分踏まえた上で、日本の取り組みも進めていきたいと思っております。具体的には収集項目の共通化、あるいは国際的なデータ収集等の重複の回避などを図りつつ、進めていきたいと考えております。

このようにして集めます情報につきましては、国で構築しますデータベース、すなわち国が集めた情報も、産業界が集めた情報も一元化して管理して、これを広く国民の皆様には発信する形にしたいと思っております。

以上のような基本的な考え方を、少し具体的に説明していききたいと思います。それでは3ページから、プログラムの概要をご覧ください。

まず、プログラムの枠組みは今のような基本方針を受けまして、たくさんある既存化学物質に対して、情報収集の優先度を設定しようと思います。そして、優先対象となる物質を選定し、その選定した物質のうち、既に安全性情報が取得されたか、あるいは予定がある物質は除きまして、そのような情報がない物質、あるいは情報収集予定のない物質について、集中的に情報を収集していきたいと考えております。

企業の方におかれましてはスポンサーを募りますので、それに応募していただいて、情報収集に当たっていただきたいと思っております。

また国は、新規性、開発性が認められるような物質、あるいは情報収集が困難な物質については、積極的に国みずからも主体となって情報収集を行っていきたいと思っております。

さらに既存のデータ、あるいは各企業の手持ちのデータ、文献データなどにつきましては、積極的に活用していききたいと思います。これらのデータにつきましては公表することを前提と考えておりますので、国の方で信頼性をチェックする体制を整えまして、その上で積極的に活用していこうと考えております。

プログラムの流れでございますが、資料4にありますように、対象物質のリストを公表したいと考えております。そして、このリストの公表を受けまして、スポンサー募集を開始したいと考えております。

スポンサーとなっていただくのは個々の事業者でも結構ですし、あるいは事業者団体がスポンサーになることも結構です。あるいは幾つかの事業者の方がチームを組んで、コンソーシアムと言っておりますが、チームを組んで情報の収集に当たっていただいても結構です。

このような形でスポンサーになっていただき、このスポンサーが情報の収集を担当するという枠組みを考えております。ですから、まずはスポンサー募集にこたえていただくことが、産業界の方にお願ひしたいことでございます。

そして、スポンサー表明を行っていただきました事業者の方については、そのスポンサーをする化学物質に対して、どのような方法で情報を収集するのかという計画をつくって、これを提出していただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、各評価項目については文献データ、あるいは手持ちのデータなどをなるべく活用しまして、そのようなデータのないものについては試験を実施するという事で、データの収集に努めていただきたいと考えております。

次のページへまいります。国につきましても先ほど言いましたように新規性、開発性が認められる場合については、積極的に情報収集の主体となって、このプログラムの一翼を担うつもりでございます。

そして進捗状況につきましては、1つの年度が終わるごとに、このプログラム推進委員会に報告をいたしますので、ここでアドバイスを受ける形で、進捗状況については広く国民の皆様が見える形で進めていきたいと考えております。

そして、収集されたデータにつきましては、データベースで一元的に管理することによって、広く国民の皆様の利用に供したいと思っております。

そして、プログラムが開始されて3年を経過した平成20年4月頃に、中間評価を実施する予定になっております。

そして、プログラムの実施体制でございますが、この委員会、推進委員会と申しておりますが、この

委員会が中心になりまして、きょうのようにプログラムの枠組みづくり、それからさらにはプログラムの進捗状況を把握して、促進のためのアドバイスをいただくことにしております。

それから、先ほど専門的な知見から、データの信頼性評価に当たっていただく方、こういう専門家の方を評価委員としまして、この方に信頼性評価、あるいはカテゴリー評価についての助言をいただこうと考えております。

それから、関係部署の連絡会を設けまして、厚生労働省、経済産業省、環境省の連絡調整、あるいは事務局機能もここで担おうと考えております。

次のページにまいりまして、既存化学物質の情報収集における優先度の考え方について説明していきたいと思っております。

既存化学物質はたくさんありますけれども、一定の考え方に基づいて優先度をつけて、そして対象とする化学物質を選定していきたいと考えております。

それから、対象となる化学物質については、いわゆるCAS番号というのがございますので、CAS番号で整理していきたいと考えております。通常、産業界でとられている方法でもございますし、先ほどの国際的な取り組みでございますOECDのHPVプログラムなども、このCAS番号で物質を分類する方法をとっておりますので、この取り組みでもCAS番号を基本として、化学物質の把握をしていこうと考えております。

それでは、優先度の考え方でございます。1つの考えとしましては、有機化合物を中心に安全性情報を収集していきたいと考えております。したがって、有機化合物の優先度が高いということでございます。

有機化合物は構造も多岐にわたっております。そしてその性状もさまざまなものがございますので、有機化合物が、安全性情報をとるについては重要な化学物質だと考えております。

他方、例えば高分子化合物は分子サイズが大きいため、通常、生物の細胞膜を透過しにくいという性質がございます。したがって、これが直接の原因となって、人あるいは動植物に有害な効果を与える可能性は低いと考えております。

また、無機化合物につきましては、水に溶けるとイオンに乖離する性質のものが多くあります。この場合は、この無機化合物を構成する金属イオンの性質が、有害性の有無に直接関係すると考えられております。この金属イオンの有害性については、既に今日では相当程度の科学的知見が得られていますので、無機化合物の優先度も低いと考えております。

このようなことから、有機化合物を中心に、有機化合物の優先度を高く考えることによって、安全性情報の収集を行っていききたいと考えております。

さらに、有機化合物だけでもかなりたくさんの方がございますが、この有機化合物をさらに優先度を設定していく考え方としましては、リスクという観点を用いようと思っております。

リスクと申しますのは、5ページの下の方の中に書いてありますとおり、物質の持つ固有の有害性、ハザードと通常呼ばれるものですが、それと暴露量、その化学物質に人間などがどれぐらいの濃度でさらされるかというもの。この2つの指標の掛け算になっております。

ただ、ここでは固有の有害性を情報収集するということですので、ハザード情報のないことが多いわけです。したがってこのような場合には、暴露量が多いと考えられる物質を優先して、情報収集に当たるという考えでございます。

これについては一番後ろの13ページに簡単な図をかいてありますが、これはかつて環境モニタリン

グがなされた化学物質を、製造・輸入量の数量別に分けて表したものです。

この一番真ん中の部分が、製造・輸入量が 100 万 t 以上の化学物質です。こういう化学物質をモニタリングした場合、ほとんど 100% 検出されているということでございます。

それに対して外側の枠の部分、1,000 t 以上 1 万 t 未満の部分ですと、検出割合は 50% になってきます。もちろん化学物質の中には検出されやすいもの、されにくいものというのがございますが、たくさん対象物質をとってみますと、一般にはこのような傾向があるのではないかと考えております。

したがって、製造・輸入量が多いものが暴露量も多いと、一般に考えていいのではないかと考えております。暴露量の多い化学物質を優先すべきだと考える次第でございます。

このような考え方に基きまして、6 ページをご覧ください。まず、一番優先すべきものを、今から 4 年計画、平成 20 年度を目標に、安全情報の収集・発信に当たっていきたくて思っています。

この四角の囲みの中をごらんください。まず、平成 20 年度を目標として情報収集を行っていくものとしましては、国内での製造・輸入量が 1,000 t 以上の有機化合物を対象にしていきたいと考えております。

ただ、この 1,000 t 以上の有機化合物の中には、既に日本あるいは海外で情報が収集されているもの、あるいは予定があるものがございますが、その予定のあるものを除いたもの、すなわち安全情報の収集がなされていないか、その予定がないものを最も優先させていきたいと考えております。

後ろの方になりますが、8 ページをご覧ください。8 ページの上の図でございますが、これがプログラムの全体のイメージでございます。日本で製造・輸入量が 1,000 t 以上の化学物質をリストアップしまして、そのうち既に国内あるいは海外で情報収集がなされたか、あるいはその予定のあるものは半分ぐらいです。

これについては、既に情報収集の予定のあるものはそれを活用しますし、情報がとられていたものはそれを活用しまして、予定のあるものはその予定に従って収集されるのを待つ形になります。

これに対しまして、情報収集がなされていないか、その予定がないものについて、産業界と国で連携して情報収集に当たっていきたくて思っています。

その結果といたしまして、日本で製造・輸入が 1,000 t 以上の有機化学物質については、このプログラムが仕上がる時には、安全性の情報がそろっていることを目標にしたいと考えております。

それではもう一度、6 ページに戻っていただきたいと思っております。このようにしてプログラムを進めていきますが、製造・輸入量は変動するものでございますので、適当な時期に見直すことも考えていきたいと思っております。

また、1,000 t 未満の化学物質の取り扱いについては、一番優先する 1,000 t 以上の有機化学物質の取り扱いの進捗状況、あるいはこのプログラムを始めて色々な反省点が出てくるかと思っておりますので、そのような反省も踏まえて、取り扱いについて検討していきたいと思っております。したがって、これは今後の検討課題と考えております。

また、構造とか組成が一定しない化学物質群の評価方法をどのようにするかというのも、今後の検討課題と考えております。

6 ページの下の方にまいりまして、産業界と国の役割分担でございます。これについては、平成 15 年の化審法を改正するときの審議会の報告書に述べられるところでございますが、事業者、国、それぞれその役割を担って、このプログラムを協力して進めていこうということが書いてあります。



国の役割について言及をしますので、7ページをご覧くださいと思います。まずは、この優先情報収集の対象となる物質リストを公表することが、国の役割の最初の一步でございますが、そのほかデータ調査を国の方で実施いたします。これは主要なデータベースを調査いたしまして、対象となる化学物質の評価項目ごとの情報の有無を国の方で確認しまして、これを公表して、産業界の情報収集の参考にしていただければと思っています。

それから試験の実施において、新規性、開発性が認められる場合、あるいは既に幾つかの知見から有害性が見込まれる場合については、国としても積極的に試験の実施主体として、安全性情報の収集を行う予定でございます。

具体的にどういふものかといいますと、新規性、開発性が認められる例としましては、カテゴリー評価というものがございます。カテゴリー評価は日本では行われていないのですが、アメリカなどでは一つの評価手法として行われています。これは構造の類似した化合物などを一つのグループとしてまとめて、そのグループ全体を一まとまりにして評価を行おうというものでございます。

例えば具体例を挙げますと、アルキルベンゼンスルホン酸という界面活性剤がでございます。それはアルキルの部分の鎖長が違うものが入っておりますが、こういう場合に、例えば鎖の一番短い化合物と、鎖の一番長い化合物のデータをそれぞれとることによって、その中間的な化学物質は、恐らく両者の中間的な性質であろうというのを推定いたしまして、本来なら個々1つ1つの化合物のデータをとってそれを評価するところを、一つのまとまりとして特徴的な化合物を選んで、その特徴的な化合物を調べることによって、全体を評価しようという試みでございます。

これを行うことによって、情報収集がかなり効率化するメリットがございまして、まさに新たな情報収集の方法の開発につながると考えております。

こういう場合は、国も積極的に国の費用を投じて、この手法の開発に努めていきたいと思っております。

それから、信頼性評価については先ほど申し上げましたように、政府の方で委嘱する専門家に評価委員になっていただきまして、データの信頼性評価、あるいは今申し上げましたカテゴリー評価をするに当たっての、カテゴリーの組み方に対するアドバイスなどを行っていただければと考えております。

それから、データベースを構築して情報を発信する部分も、国の方でデータベースを用意しようと思っております。そして広く、このデータベースに国民の皆様がアクセスすることによって、情報発信を行っていききたいと思っております。

このデータベースについては、なるべくわかりやすさを配慮してつくっていこうと思っております。具体的にどういふふうにすればわかりやすいかというのを、今後関係者間で検討を行っていこうと思っております。

また、本プログラムと並行して進んでおりますOECDのHPVプログラムについても、日本がこれまで参加しておりますし、日本政府あるいは日本の企業の方の努力で、OECDの取り組みもそれなりの進捗を見せております。これもさらに進める必要がございまして。

したがって、日本国内のプログラムだけではなくて、OECDのプログラムへの積極的な参加を支援していきたいと思っております。したがって、このOECDのプログラムにさらに参加しようという場合には、国はその企業が行う評価文書の作成などについて、支援を行っていききたいと思っております。

それから最後になりましたが、今後の予定でございます。本日、この委員会で御審議いただいた後、おそらく4月下旬、来週の4月25日ぐらいからパブリックコメントの募集を行いたいと思っております。

これを約4週間程度行いまして意見をまとめて、必要な部分については修正などを施したいと思います。

その上で、このプログラムの進め方、それから物質リストについて多少の修正をした後、修正したものに基づいて、5月下旬にスポンサー募集を開始したいと考えております。

スポンサー募集がなされますと、まさにこのプログラムがスタートするわけですが、スタートした後、1つの年度が終わるごとにその進捗状況を確認して、その確認のために1つの年度が終わった後、おそらく4月頃だと思いますが、この推進委員会を招集をいたしまして、ここで進捗状況についてアドバイスをいただこうかと思っております。

それから、先ほどから平成20年までの4年間の取り組みと言っておりましたが、そのうち3年目が経過した時点で、平成20年4月以降になると思いますが、中間評価をやりようと思っております。ここでこの進捗状況など、またこの推進委員会を開いてアドバイスいただければと思っております。

私の説明は以上でございます。

○池田委員長 ありがとうございます。

この資料3の説明と、それから具体案としての資料4がもう1つございまして、それが内容的にはカッパルしているわけですが、とりあえず今の資料3についての御説明で、直に質問がありましたら承りたいと思います。

どうぞ。

○中村委員 確認をさせていただきます。資料の9ページですが、OECDのHPVでは500やられていて、うち日本の企業がスポンサーになっているのが100ということですが、8ページのプログラムの全体イメージでは、OECD/HPVプログラムに入っているものについては、前回もありましたけども、これは除外するということでしたでしょうか。今回のJapanチャレンジプログラムですね。

それで、「国際協力を通じて収集」とここに書いてありますけれども、これは国が責任を持ってデータベース化するということになりますか。そうですね。

○辻室長 はい、データベース化については、国の方でデータベースを用意しまして、そこで一元管理します。

○中村委員 入れるということですね。

○辻室長 産業界の収集データと国の収集したデータ、両方同じデータベースに入れようと思っております。

○中村委員 はい、わかりました。

それから、確認ですが、4ページに各省の関係部署連絡会というのがありますけども、これは常設の組織としてやるのでしょうか。

○辻室長 はい、そのように考えております。

○中村委員 責任を持つところは経済産業省でよろしいですか。

○辻室長 いや、3省です。

○中村委員 3省合同で責任を持つというのは、どこかが最終責任を持ってやられるかということなんですけれども。

○辻室長 これは3省、特に差はありません。いずれの省も同じ責任を負うと考えております。

○中村委員 その場合、3省の役割分担といいますか、物質ごとに分けるのか。化審法を所管しているのは経済産業省ですよね。3省ですか。

○辻室長 ええ、3省です。

○中村委員　そうですか。要するに質問は、例えば一般国民が何かいろんなことを言いたいときに、どこに持っていけばいいかということなんですが。この連絡会がどこに置かれるかによって、どこに持っていったいいかわからない、違ってくると思うんですね。その辺がもう少しわかっていたら教えてくださいということなんです。

○辻室長　非常に重要な点でございます。それは連絡窓口をつくりまして、これはホームページで公開して、「何か質問とか問い合わせがあればここにしてください」というのを設けようと思っています。そしてその窓口の方が、例えばこの相談であれば経済産業省、この相談であれば厚生労働省というふうに割り振れるようにして、窓口は一本化したいと考えております。

○中村委員　ぜひ、そうしてください。ばらばらだと非常に困るので。どこか1つの窓口があれば、すごく注意喚起もしやすいなということですので。

○辻室長　はい。

○池田委員　ほかにも直の御質問がございますか。

どうぞ。

○小倉委員　日化協の小倉でございます。

今、中村さんの方からお話ございました件で、いわゆるこれは「官民連携、両者総力を挙げて」というふうにここにも書かれてございますが、私どもからの政府に対する要望としまして、単に枠組みだけつくって、あとは「はい」というのでは困りますので、今の責任体制というものもございましたけども、ぜひ、政府としての体制づくりをよろしくお願ひしたい。

もう1つ、これは私ども産業界から、まだ具体的な御提案もできていないのですが、例えば連携をいかに深めるかという意味で、産業界と政府との両者が入っているような、何かそういう組織的なものも、今後ちょっと検討していくべきではないかと思っています。これは私どものアイデアづくりも時間がかかるかもしれませんので、ぜひ今後とも、そういう検討の余地は残すというふうなことで御検討いただければなと思います。

○辻室長　わかりました。その課題についても、また産業界とも話し合いをしまして、連携をとっていただけるようなものをつくりたいと思っています。

○池田委員長　どうぞ。

○中杉委員　これに直ではなくて、資料にもちょっと絡むかもしれませんが、基本的な考え方をこちらで整理しているのでお尋ねをしておきます。

国内年間製造・輸入量が1,000t以上というのは、この考え方はそれで結構だろうと思うんですが、そのデータを何によるかという話が、またもう1つ問題になるのかなと思います。ここら辺のところのルールを決めておかないと、例えば中間体で出ているやつについては、必ずしもすべてが製造・輸入という形で把握されていないものもあるのではないかと。後でまた資料4の方で、その具体的な物質的についてちょっとお尋ねしますが、そこら辺のところのルールを少し決めておかないと、今、経済産業省が把握しておられる、こういうデータで一応考えますということであれば、それは一つの割り切りだろうと思います。そのところをひとつ、確かめておきたい。

それから、環境モニタリング結果、結構あるものがありますので、それについては今回はとりあえず、次の段階へということ整理をされたというふうに考えてよろしいのでしょうか。あるいはこういうものがあるからということで、例えば一本釣りみたいな形でこういうものを作ってもらうかどうかという提案をしたときに、今回はこのルールがあるから、今回は1,000t以上のところでとまりますよという

整理にするのか、そこら辺のところを一つはつきりさせていただければと思います。

○辻室長 まず1つ目の質問ですけれども、これは中間体用途についても含まれています。

それから2つ目の質問ですが、当然ながら有害性があるものについては、国の方で積極的に情報収集を行いますので、今の先生の御指摘のように、モニタリング結果、特にこれは問題があるというような物質につきましては、環境を守るという国の役割でございますので、国の方で積極的に情報収集を行っていきたいと思っております。

○池田委員長 どうぞ。

○田保委員 今の件にちょっと関係するんですけど、1,000 t未満の物質は今後の検討課題であるということですが、例えば今ちょっと一部ありましたが、例えばある期間内に今後検討をするのか、あるいはどういうふうに考えるのかという、検討課題でそのままになるというわけでもないでしょうし、どういったふうに考えるのかということぐらいがあってもいいのではないかという気がするのですが。

○辻室長 1,000 t未満につきましては、一番メジャーな部分、1,000 t以上の進みぐあいを見まして、おそらくこのプログラムの一番最初の平成 20 年を目標にする部分を進めていきますと、いろんな反省点が出てくるかと思えます。

そういうことを踏まえた上で、それでは 1,000 t未満の物質については、まさにどのようなやり方でやればいいのか、あるいはどういう項目をやればいいのかというのも、実際にやってみた上で判断して、それを検討していくのがいいのではないかと思っています。

それでタイミングとしては、3年目で中間評価をやりまして申し上げましたけれども、そのときにある程度の結果が得られていると思います。したがって、3年目が終わった時点の結果を見まして、それではどういうふうにやっていけばいいかというのを検討し始めて、2009 年以降ということですが、2009 年が始まるまでには、一つの提案ができるような形に持っていこうかと考えております。

○田保委員 そういうことの概略というものが、何か記載されていた方がいいのかなという気がしたのですが。

○池田委員長 この提案の中にですか。

○田保委員 ええ。

○辻室長 実は、そういう問題も検討はしたのですが、始めてみないとどういう点が問題になるのかというのは、今のところよくわからないということで、実際に進みぐあいを見ないと、そこは本当に有効な対策がとれないのではないかということで、まずとにかく 1,000 t以上のものやっけていくことを優先にしたいということもありまして、今後の検討課題とさせていただいた次第でございます。

○池田委員長 どうぞ。

○越智委員 公表のところでもちょっとお尋ねしたいのですが、公表形式については今後の検討ということで掲載されておるんですが、現時点では既にいろんな機関等から、こういうハザードデータとか公表されているものもあるかと思うんですが、イメージされているようなものは、現時点はどうですか。

○辻室長 イメージしているのは、お手元の参考資料でお配りいたしました。「化学物質総合情報提供システム」というパンフレットがお手元にいつているかと思えます。これは独立行政法人製品評価技術基盤機構、いわゆる N I T E と呼ばれる機関が、現在行っています化学物質の情報提供システムについて書いたものです。見開きを見ていただければ、大体どういう情報が検索をするとあらわれるかというのが書いております。

1つのイメージとしましては、見開きのところにありますような、こういうイメージを考えております。

ただ、今回はこういうのも一つのお手本としまして、具体的にどういう形にするとわかりやすいか、活用しやすいかというのを、実際に実務を行っている方にも入っていただいて、相談しながら決めていきたいと考えております。

○越智委員 今回の情報発信は、ハザードデータの発信ということになるかと思うのですが、今御説明いただいたものも基本的にそういう内容かと思うんですが、既にこういうものが発信されていて特に問題がないので、あんまり気にしなくてもいいのかもしれませんが、受け手によりましては、ハザードということにちょっと過剰反応というか、場合によったら誤解等も含めまして、本来は安全性情報提供のはずが、逆に心配とか不安とか混乱ということにつながることも、なきにしもあらずかなと思います。

データ提供の場合には、そういうことにつながらないような、何かうまい工夫があれば望ましいかなと思いますけれども。

○辻室長 その点は大変大事な点だと思います。もちろん正確にすればいいかという、それだけではないというのはよくわかりますし、わかりやすさというのは何かという点についても、実際にこの公表形式をどうするかという検討の中で、含めて検討させていただきたいと思います。

そのときには、ぜひ越智委員など、もし御知見がございましたらアドバイスいただければありがたいと思います。

○池田委員長 どうぞ。

○中下委員 基本的な質問ですが、化審法の監視化学物質とか指定化学物質というのは、この中には含まれていないのでしょうか。

○辻室長 もちろん化審法の指定化学物質、監視物質も、1,000 t以上の有機化合物であればこの中に入っております。ただ、そういうのは結構データがとられているものも多いのでございますが、対象には入っております。

○中下委員 なるほど。そういう意味で、そういう法規制の加えられているものを、そうするとそれは1,000 t未満ももちろんあるかと思うのですが、そういうものについての優先度は、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○辻室長 もちろん、化審法で評価がなされたものについては、ある程度評価をした時点でデータが集まっていますので、このプログラムではまずデータのないもので、さきほどのリスクが高く、製造・輸入が多いもので、まず実施するというところでございます。

それで、化審法の一定のデータについては、もう既に指定される時点でわかっているのについては、さきほどのNITEの情報などによって、もう公表されていますので、それはそれで活用していただければと思っております。

○池田委員長 よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○林委員 7ページの「データベースを構築し情報を発信」というところですが、先ほど越智委員から言われたことと少し関連するのですが、わかりやすさ等ということで、前回の議論を反映していただいていると理解はしていますが、ハザードということですが、えてして数字だけがひとり歩きするというところで、これは最近リスクコミュニケーションということの重要性が非常に言われておりますが、そう

いう場として構築していただきたいと思っております。

例えば、資料3の最後の13ページのグラフですが、これは一つの例にすぎないんですけれども、検出割合と製造・輸入量ということで書いてございますが、検出というのが例えば1カ所でも検出されたものなのかどうかとか、検出というのは分析技術の開発とともに変わっていくといったことで、検出されたから非常に危険であるというような誤解がないように、うまく、わかりやすく、このデータベースを構築していただければと思います。

もう1点ですが、プログラムの進捗状況の公表と関係するのですが、私ども、化学工業品輸入協会ですが、メンバーの方から、現在、ある会社が輸入していない製品であっても、その会社として納得できるデータが採用されていくという観点から、このプログラムに関与してデータ収集に参画する可能性があるということで、この物質については公表されるわけですが、どれくらい企業がそれに手を挙げているとか、コンソーシアムをどう含むかということとも関連するんですが、どこにコンタクトをすれば一緒になってプログラムを推進していけるのかといった情報を早目に欲しいと。後からではなくて、例えばテストのプロトコールといったことも適切な形でいけるように、早く知りたいというコメントがありましたので、その辺も配慮をいただけるとありがたいと思います。

○池田委員長 早速三者のコンタクトポイントを得るといった具体的な提起でございました。ありがとうございました。

ほかに、直の質問は。

○中村委員 7ページで先ほど、カテゴリー審査と申しますか、評価ということをおっしゃいましたんですけど、これはアメリカ等々では結構やっているということですが、カテゴリー評価で予想外のデータが出たということは、今まではなかったわけですね。

○辻室長 今、OECDの場で上がってくるようなものについては、もう仕上がりの形で出てきますので、その過程でどうなったかというのは、不明ですが、仕上がりとしてはきちんとしたものが出来、カテゴリー評価で評価できるという根拠になったデータとともに評価されております。

○池田委員長 今、中村委員のおっしゃったのは、中毒学の本質にかかわるものなんですね。どこまで類似性があるか、どこまで独自性があるか。

例えばベンゼンの造血機能障害はトルエン、キシレンにもあるか、あるいはヘキサンの末梢神経障害は、ペンタンとかヘプタンでどうかとか、これは興味深い話題です。

類似性で外挿できる部分と、独自性で離して考えないといけない、これは個々の評価をやっている段階で、それなりにわかる部分だと思います。一概には言えない部分、もちろん御指摘のとおりだと思います。

○江原室長補佐 カテゴリー評価、人の毒性の部分でございまして、こちらの部分、特に先生おっしゃいましたように、いろいろ検討すべき点があると思います。そちらにつきましては厚生労働省の研究班の方で、ことし17年度から3年度計画で研究班を立ち上げまして、そちらで検討をすることになっておりますので、御紹介いたします。

○池田委員長 ありがとうございます。

資料4に進ませさせていただきます。これも本日のハイライトの一つでございます。どんな物質が候補になって出てくるか、あるいはどれだけカバーされていて、どれだけ残っているかというのを、物質の顔を見てほしいと思います。資料4に進ませさせていただきます。

どうぞ。